

社会福祉法人 広島岳心会 デイサービスセンター グリーンヒル

通所介護 重要事項説明書

1. 法人について

- (1) 法人名 社会福祉法人 広島岳心会
- (2) 法人所在地 広島県呉市郷原町 1 2 3 8 0 番地 1 8 1
- (3) 電話番号 0 8 2 3 - 7 7 - 0 1 1 1
- F A X 番号 0 8 2 3 - 7 7 - 0 1 1 2
- (4) 代表者氏名 理事長 白川 泰山
- (5) 設立年月 昭和 5 3 年 8 月 8 日

2. 事業所の概要

- (1) 提供するサービスの種類 ①指定通所介護(平成 3 0 年 4 月 1 日指定)
- (2) 事業所の名称 デイサービスセンター グリーンヒル
- (3) 事業所の所在地 広島県呉市郷原町 1 2 3 8 0 番地 1 8 1
- (4) 電話番号 0 8 2 3 - 7 7 - 0 1 1 9
- F A X 番号 0 8 2 3 - 7 7 - 2 2 7 8
- (5) 管理者氏名 村岡大輔
- (6) 開設年月 平成 3 0 年 4 月 1 日
- (7) 定 員 2 0 名
- (8) 事業の通常の 呉市(ただし、島しょ部は除く)
- 実施地域 安芸郡熊野町、東広島市黒瀬町

3. 事業所の概要

居室・設備の種類	室数	備考
相談室	1 室	
職員室	1 室	キッチン完備
食堂・機能訓練室	1 室	大型テレビ、カラオケ機器完備
静養室	1 室	ベッド完備
脱衣室	1 室	
浴 室		一般浴室 炭酸泉浴槽、バイブラ浴槽 機械浴槽、シャワーバス 個別浴室 ひのき風呂 ユニットバス室 ミストサウナ室
共同トイレ	4 か所	うち 2 か所は小便器完備

4. 職員の配置状況及び勤務体制

＜主な職員の配置状況＞※令和7年6月1日現在

職 種	人 数
1. 管理者	1 名（常勤）
2. 生活相談員	2 名（常勤兼務 2 名）
3. 介護職員	4 名（常勤専従 2 名、常勤兼務 2 名）
4. 看護職員	3 名（常勤兼務 1 名、非常勤専従 2 名）
5. 機能訓練指導員	1 名（常勤兼務 1 名）

＜営業日時＞

営 業 日	月曜日から金曜日まで。ただし12月31日～1月2日までを除く ※社会福祉法人 広島岳心会関連の全体行事が開催される場合、 またはその他外出行事等の予定で、土曜日、日曜日、12月31 日～1月2日を営業する場合がある。
営業時間	8：30～17：30
サービス提供時間	9：30～16：00

5. サービス内容と利用料金

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス…利用料金の大部分(通常9割～7割)が介護保険から給付されます。

※利用料金の詳細は別紙 利用料金表をご参照ください。

◎サービスの内容

①食事

利用者の嗜好、身体状況等を考慮した食事を提供致します。そして、利用者の生活習慣に応じ、ゆっくりと食事できるよう配慮します。

②入浴

入浴（またはシャワー浴）を行います。利用者の意向や状態に応じた入浴を行うように配慮します。

③日常生活上の支援

必要に応じ、利用者の状況に応じて、日常生活上の介護を行います。

④相談援助

利用者及び家族からの相談に応じるとともに必要な助言その他の援助を行います。

⑤機能訓練（生活機能の維持）

機能訓練指導員より、利用者の心身の状況を勘案して、日常生活を送るのに必要な生活機能の維持・向上を図るための訓練を実施します。

⑥送迎

専用送迎車両（車椅子のまま乗れる車両もあり）を使用して、介助のために必要な人員を配置し、安全に配慮して送迎致します。

(2) キャンセル料

利用開始前に利用者側の都合でサービスを中止した場合は、以下のキャンセル料がかかります。

- ①利用開始日の前日の午後 5 時までにご連絡いただいた場合…無料
- ②利用開始日の前日の午後 5 時までにご連絡がなかった場合…食費相当分（おやつ代除く）

※利用者の体調が悪く、事業所の利用に支障があると判断したときには、利用を中止していただくことがあります。

なお、急な体調急変、体調不良等についてはこの限りではありません。

6. ご利用料金のお支払い方法

料金は 1 ヶ月ごとに計算し、15 日に請求書、領収書を発行いたします。翌月末日までに、以下のいずれかの方法によりお支払いください。

※領収書、請求書に関しては基本的にご利用ファイルにはさみ、お渡ししております。郵送をご希望の方は切手代等の手数料がかかりますのでご了承ください。

ア. 口座振替・代金回収サービス
イ. 下記指定口座への振込
もみじ銀行黒瀬支店 普通預金 3055076
口座名義 社会福祉法人広島岳心会 理事長 白川 泰山

※アの方法をご希望の方は専用の申し込み用紙にご記入いただきます。

もみじ銀行・山口銀行・北九州銀行の本支店以外の銀行・ゆうちょ銀行の場合手数料として165円/月いただきます。

7. サービスの利用方法

(1) 契約期間中の利用申込み

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、介護支援専門員を通じてお申し込みください。ご自身で居宅サービス計画を作成している場合は、初めに電話等で空き状況を確認してお申し込みください。なお、利用の予約は、作成した居宅サービス計画に基づき、利用者の介護認定の有効期間の範囲内で行うことができます。

(2) 利用契約の終了

① 利用者の都合で利用契約を終了される場合

実際に指定通所介護をご利用中でなければ、文書によるお申出により、いつでも解約できます。この場合は、その後の予約が無効となります。

② 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくとも自動的に利用契約を終了し、予約は無効となります。

ア. 利用者が他の介護保険施設等に入所した場合

イ. 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支援 1 又は 2 と認定された場合（介護予防通所介護相当サービスの契約を行ってください）

ウ. 利用者がお亡くなりになった場合、または介護保険の被保険者でなくなった場合

③ その他

- ア. 利用者がサービス利用料金の支払を3か月以上遅延し、事業者からの支払の催告にもかかわらず催告書の納付期限までに支払がないとき、または利用者やご家族が事業者、サービス従事者もしくは他の利用者に対してこの契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行ったときは、契約を終了させていただく場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。また、契約終了後の予約は無効となります。
- イ. やむを得ない事情により、事業所を閉鎖または縮小する場合は、契約を終了させていただく場合があります。この場合は、契約終了30日前までに文書で通知します。なお、この場合の契約終了後の予約は、無効となります。

9. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

苦情解決責任者 松田 宣行（介護支援次長）

苦情受付担当者 村岡 大輔（管理者）

TEL（0823）77-0119 Fax（0823）77-2278

○受付時間 月～金 8時30分～17時30分

（ただし、国民の祝日、1月1日、12月31日を除く）

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○呉市介護保険課 (0823) 25-2626

○広島県国民健康保険団体連合会 (082) 554-0783

(3) 第三者委員

○今谷 孝行（郷原町9区自治会長）TEL（0823）77-0266

○倉西 初（呉市第20区郷原9区民生委員児童委員）TEL（0823）77-0221

9. 緊急時の対応について

当事業所において、利用者の状態に急変が生じた場合には、速やかに主治医やご家族そして、介護支援専門員、保険者等に連絡するなどの措置を講じます。（当法人の緊急マニュアルに沿って対応いたします。）ご家族の皆様には、緊急時の連絡先、主治医を必ずお伝えいただきますようお願いいたします。

10. サービス提供における事業者の責務

当事業所では利用者への施設サービス提供にあたり、次の事項を守ります。

- (1) 利用者の生命・身体・財産の安全に配慮します。
- (2) 利用者の体調・健康状態をみて必要な場合は、主治医又は看護職員、担当介護支援専門員と連携し、利用者から聴取・確認のうえサービスを提供します。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、利用者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。

- (4) 利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、利用者及び身元引受人等へ説明し、その同意を得たうえ、必要最小限の範囲で行うように努めます。
- (5) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- (6) 利用者に対するサービスの記録を作成し、契約終了後2年間保管します。その記録については、利用者もしくはその身元引受人等の請求に応じ閲覧させ、その複写物を交付します。
- (7) サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

1 1. 事故発生時の対応について

利用中に事故が発生した場合には、速やかに主治医やご家族そして、介護支援専門員、保険者等に連絡するなどの措置を講じます(当法人の事故対応マニュアルに沿って対応します)。

その際の損害賠償については、当方の過失により利用者に生じた損害については、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害が利用者に故意又は過失によるものと認められる場合には、利用者の心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、当方の損害賠償責任を減じる場合がありますので、予めご了承ください。

1 2. その他事業所利用にあたっての留意事項

(1) 事業所・設備の使用上の注意

- 備品、設備及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。
- 故意に備品、設備を壊したり、汚したりした場合や、変更した場合には利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
- 利用にあたり、のどに詰まりやすい食品類(餅、飴、なま物等)は持ち込むことが出来ません。また、その他の食品類を持ち込むことも、原則として出来ません。

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 広島岳心会 デイサービスセンター グリーンヒル

説明者

職 名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて施設から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

利用者は、署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住 所 _____

氏 名 _____ 印（利用者との関係： _____）